

風俗の流行と變移とに就て

江 馬 務

一
世の中は何か常なる飛鳥川と詠せられてゐる如く、人事は造次も顛沛も停止してゐない。これと同様一世の風俗も一瞬時だに轉移してゐないことはない。

併しながら風俗の變移は決してさう單純なものでも偶然的のものではない。具さに觀すれば其處に幾多の形式が存在し、法則が行はれてゐる。本篇は私の專攻せる風俗史上から觀じたこれに關する小論稿である。

二

凡そ一世の風俗の「變移」の前には必ずや、その「流行」があり、その流行に至る前には又必ずや、

流行の動機がなくてはならぬ。古來風俗の遷替の跡を按ずるに、その風俗の流行には凡そ二つの動機があつた。それは一、法制的、二、模倣的と稱す可きものである。第一の法制的といふのは、爲政者が法律の制定、法令の發布によつて或る風俗を天下に施行強制するもので、例へば大寶元年制定の大寶律令や貞永式目、建武式目等や、多數の法令がそれで、是等は浩瀚なる書冊をなしてゐる。それでこれには肯定的の性質を帶ぶるものと、否定的の性質を帶ぶるものと二種に分れてゐるが、前者に屬するもので斷片的の二三の例證を擧ぐるならば、天武天皇十一年四月、天下の男女をして悉く結髮せよと令せられし如き、(一)元正天皇養

老三年天下の百姓をして衽を右にせよに令せられし如き、(2) 近世でその例を示すならば、明治四十二年發布あらせられし登極令などはそれである。法令では延暦十七年十月發布の畿内夜祭と稱する淫靡なる會合ありしを禁制せられしが如き、(3) 弘仁四年六月京畿百姓が病人を路傍に棄てる風ありしを禁せられしが如き、(4) 近世では天保十年三月京都の町々へ女髮結、茶湯謠講琴三味さらへ講、遊女町の禁制をせられし如き、(5) 皆その例である。この風俗的法令は政權の確立した時代には、施行上相當の效果があるのであるが、秩序の紊亂した時代には何等の反響がない場合があり、又假令その政權の確定した時代でも、多數の年月を經過する中には、反古となつて漸次之に遵奉しないやうになることが多い。これは元來多年の因襲を打破して新風俗に移らざるべからざることや多年保守してゐた風俗を廢止することは、事の是

非得失を考ふるよりも苦痛の感情が先だつもので従つてその效果が擧がらざることが多いのである。その證左としては左衽を右衽にすべく命せられた後と雖も、左衽は依然として天下に靡蔓してゐたやうであつて、現に平安朝初期に成つた神像には如何に左衽が多いか、それを見て施行力の薄弱を知られるのである。(6) かの若衆の前髪によつて世の念者の心を迷はせたので、之を剪除する令は早く延寶五年に發せられてゐたが、(7) 實際效果は一時的であつたし、寛延元年三月に女の羽織を禁止されたが、(8) これも亦決して久しく遵守されてゐない。明治初年の斷髮令が出た時には、今迄持つてゐた銀杏髷は勿論チョン髷を剪るすらいかに名殘惜しく、一時は毛を漸次少し宛滅殺して行つて遂に小やかな髷を残し、之を思案髷といつたが、(9) 遂に決心して全部剪除してしまつたのである。この法制的の風俗の變移は突發的に而し

て強制的に行はれるだけ、それだけ施行は急速であるが、而しながら中には頗る中心不服であり、逡巡躊躇して容易に之を遵奉せないものが生じて來ることに萬已むを得ないことであらねばならぬ

第二の模倣的の動機とは或る個人或は一社會一國家の風俗を見聞して、大に之に雷同し、かくの如くにして群衆心理によりて漸次世上に流行するもので、これには否定的の方面はない。一箇人の風俗を模倣した例では、鳥羽上皇が花園有仁と共に謀らせられて作られし烏帽子を硬化し裝束を強くすることの流行、(16) 悪源太義平の創意した鞍の手形(17) 近世では延寶の頃京東洞院浮世紺屋の娘お春が花見姿に結び垂れた帯を見て、名優上村吉彌が舞臺で扮した唐犬の耳を垂れたやうな吉彌結(18) さては享保十九年に名優瀬川秀之丞が始めた瀬川帽子、(19) 元祿二年の荻野澤之丞の澤之丞帽子(20) 中村傳九郎の傳九郎染、(21) 節分のお化け

の風俗は大坂で七代目片岡仁左衛門の創意が世に流布したのであつた。(22) 又平家一門の烏帽子のためやうは、飛鳥も落さんずる當時の平家の權勢に昵ぶる公卿が倣ひなどして、一門一家の風俗が流行の源泉をなしたこともある。(23) 一社會の風俗が流行の源泉をなした例では鎌倉武士から起つた侍烏帽子直垂姿が一般社會に流行せし如き、(24) 京の祇園町から生じた燈籠鬢が女官御殿女中に流行せし如き、(25) 一國家の風俗が我が國の風俗に感化した例證はかの隋唐と我國との交通が開けてより、彼國の風俗は滔々として我國に將來せられその思想は元より物質的文明はすべて唐のものが流行したなどはこれであつた。かの化粧結髮冠帽服飾では鉛花、花子、冕冠禮冠、袞龍御衣、黃櫨染御袍、文武官の朝服(束帶)の制の如き、甲冑武器では綿甲挂甲、矛太刀、弓矢弩楯等の如き、歳事として朝賀朝覲白馬釋典曲水端午乞巧奠追儼等、

歌舞音楽では唐樂伎樂林邑を倣ふなど一々枚舉に違がない。(20)禮式に於ても嵯峨天皇弘仁九年三月二十三日の詔には、(21)

其朝會之禮及常所服者、又卑逢貴而跪等、不論男女改依唐法

とある如くで、唐の模倣は百般の事物に及び、淳和天皇承和六年十月には建禮門外に幄舎を建て、唐物を置き交易せしめられたことがあるなど彼等か如何に唐の風俗に心酔し欣求してゐたか分る甚しきは唐女と婚せしものすらあるに至つた位であつた。(22)現代日本の西洋模倣を観察すれば蓋しその架空の事實でなかつたことが判知せらるゝであらう。かくの如く模倣に依る風俗の流行は實にその結果は中々悔る可からざる彌蔓を告ぐることがある。この模倣たるや、爲政者は些少も強制的態度に臨んでゐないことが多い。換言すれば人々は少しも遵奉の義務は負ふてゐない。而し之を

遵奉否模倣するものは中心之を愛好する人々にのみ限定されてゐるだけに、その蔓延は法制的の場合に比して遅くとも、之が流行は極めて根底の深いものがあつて存するのである。

註1 日本書記 2 續紀 3 日本逸史 4 類聚國史 5 浮世の有

様 6 考古學雜誌拙稿古神像風俗について 7 江戸雀 8 徳

川禁令考 9 古老談話 10 神皇正統記、今鏡 11 貞丈雜記平

治物語 12 男色大鑑、拙稿風俗研究上村吉彌考 13 14 賀久屋

壽々免、歌舞伎事始 15 賤のむだ卷 16 博文館諸國年中行事

大阪の部 17 平家物語 18 拙著日本風俗史綱 19 江府風俗志

20 風俗研究拙稿平安朝初期に於ける風俗界の波瀾 21 日本記

略 22 續日本後紀

三

以上で流行の動機の大略を説き了つたが、模倣の場合に流行の源泉となつたのは如何なる人々であつたかといふことを考究して見たい。元來人は自己の尊敬し信仰し愛好する人には萬事見倣ひたといふ情は通有性であるから、上古に於ても恐

らく貴族の風俗の模倣が盛であつたかと思はれ、仁徳天皇が當時貴族の家の特徴であつた千木のある民家を發見し給ひ除去を命じ給ひし如きはその一例であつた。(1)王朝時代になつても民間の老人の冠る烏帽子は貴族の冠られた圭冠であるなどはその證左で、(2)鎌倉時代以降武門跋扈の時代には民間の男子は武士着用の侍烏帽子直垂を着するに至つた如き、(3)風俗も權力のある所に風靡する傾向が想見し得られ、極めて合理的のことである。桃山時代に秀吉の趣味が下風に浸染して、桃山時代の意匠が雄大華麗となり、又その反對に松風の音を聞いて耳をすますわびた茶の趣味が復興したことも亦偶然ではない。(4)江戸時代には經濟界の變動により民衆の勢方往々にして武門を凌駕するに至つてから、民間の風俗は逆輸入して公家武家に多大の感化を與へたのであつた。殊に民間の下層に位する遊女の島田髻が宮中に入つて

つ、ぶ髻となり、武家に入つて御主殿島田に化したなどは、到底想像も及ばない不可思議な現象であるが、而し事實はその通りであるから已むを得ない。(5)而して民間でも切捨御免の武士も町人には三舍を避けねばならなかつた金力だけで幅の利いた遊里や演劇などは全盛を來しその遊女や俳優の風姿一舉手一投足が民間風俗の源泉となつたことは實に夥しかつたのは當然のこと、その他曰く俠客、曰く茶屋女、曰く淨瑠璃太夫、いつれもかうした方面から流行の泉が迸り出たのである。試みに遊女から發した流行の風俗についていはんか、島田髻、兵庫髻、勝山髻、燈籠髻、花簪花櫛、鬢張、白粉のみつける風、帶の挾結、島原衣裳等があり、俳優から起つたのには絲鬢、水木帽子、瀬川帽子、古今帽子、宗十郎頭巾、帶の吉彌結、水木結、平十郎結、意匠の傳九郎染、市松染、龜藏小紋、小六染、小太夫鹿子、路考茶、千彌染、瑠

寛茶、吉彌白粉、金作花簪、岩井櫛、冠髮結、なごがある杯、容儀服飾のみの方面だけでも中々大した數に上つて來る。(6)

而しながら爰に注意すべきは、流行の源泉をなしたものの中には少くとも二つの種類があることである。それは一、流行の源泉を作るの意志によつて成されしもの、二、然らざるもの是れである。翻つて我が風俗史を按ずるに、その流行の先驅を以て任じつゝ之を發表されしことは少いが、唯藤原時代からは自己宣傳の目的で特趣な風俗を出したことは随分あるやうに思はれる。藤原實方が舞御覽に遅參し、清涼殿前の竹の枝を折り取つて冠に挿して挿頭花となしたので反つて天皇の御感賞に與り一期の面目を施したなどは見え透いた自己宣傳であるが、(7) 毫も流行の源泉を作る意志はなかつたものと想像される。戰國時代風俗界混亂の時代には、古來の傳説を尊重せず、一新風俗を

創始することに汲々なりし傾向があり、特に戰士

に於て然りであつた。關ヶ原合戰の時細川越中守

忠興が山鳥の尾の兜に銀の天衝を立物として出陣

したが、家康之を遠望するに恰も舞鶴の感があつ

たので、武具の好世に勝れ萬事見事といふ御感に

入つて銀の天衝を所望あり、忠興は面目を施して

退出したとあるは(8) その一例であつて、江戸時

代に入つても、かうした風俗界の傾向は持續され

自己宣傳の新風俗は目まぐるしい迄に頻出し、前

述の如く種々の人々が流行の源泉となつたもので

かの遊女勝山の如き特異な風姿を敢てして萬人の

觀に當り、大に自己を宣傳した。好色一代男に

勝山さいへる湯女、すぐれて情もふかく形まりなり髪

のふり、よろづにつけて世の人にかはりて一流これよ

りはじめもてはやして云々

とあり、而してその勝山鬘が今日の婦人の丸鬘の源流をなしてゐるのは、全く自己宣傳が効果を奏

したものである。

江戸時代中期にはある種の流行をさせんと一人が努力することが追々と現れて來た。かの太申染を創めた江戸卅間堀二丁目和泉屋勘助は自名太申を吉原巴屋遊女豊里に着せしめ又俳優中村傳九郎にも着せしめ、大學數百部を購入して大甲曰を太申曰に改めさせ太申夜話を編せしむるなどして人爲的に百方流行を企てたことがあつたが、大した効果はなかつたのである。(9)かく風俗の流行は流行させんとして流行せず、流行を豫想せずして流行するといふ奇現象を呈するものである。

而しその流行は人の愛新性に俟ち、愛好心を唆り、その上に模倣心に訴へねばならぬのであるがこの模倣心にも單純模倣と優秀模倣とがあつて、極めて單純なる思想から盲目的に模倣することもあり、又理性に訴へ慎重の考慮によりて模倣する場合もある。從來の歴史から考へると、權勢の存

する所外國風俗、愛好せる人々から出た風俗は痲痺的に之に模倣されることが甚だ多くあつたやうで、爰に各時代の風俗の流行があつた譯である。

註1 日本書紀 2 日本書紀、黒川眞頼博士、日本風俗説 3 三

十二番歌合、七十一番歌合 4 太閤記、安土桃山時代史論稿

田學士秀吉の平和的事業 福井氏桃山時代の美術 5 拙著歴代

風俗寫真集、風俗研究女官風俗の追懷、近世風俗志 6 美及

び此花拙稿江戸民間風俗源流 7 十訓抄 8 常山紀談 9 此

花二、太申と傳九郎染

四

一世に流布して風俗が永久に世に行はるゝことは殆んどあり得べからざることに屬し、榮枯盛衰の常道に依つて、いつかは突如として消滅し、或は徐々として消滅し、若しくは變化してゆくものである。突如として消滅するのは前述生成流行の場合の如く禁令によりて停止さるゝので、天平勝寶六年十月双六を遊び博奕することを禁せられたが如き、(1)寛政十一年七月神佛に詣つて千社札

を貼布することを禁せられたが如き、(2) 明治維新の帯刀禁止令などこれに屬する。而し法制的に禁止せられないものでは、徐々として廢弛するものもある。がこれも單に廢弛しゆくものと、何物か之に代るものが生じた爲めに消滅しゆくものもある。前の例は奈良朝に行はれた女官の額に紅の點をさす化粧の花子が平安朝に滅び、(3) 室町末葉女官が成人の頃行つた鬢幅といつて顔から毛を下げた化粧法が江戸初期に滅びし如き、(4) 何れも奇異な陋風であつた爲めに、いつしか廢滅したものであり、後者の例は反無しの太刀が平安初期に反が出來て實用には反無しを用ひざることになつたが如き、(5) 伊勢流の婚禮式が小笠原婚禮式が起つて衰頹したが如き、(6) ランプが電燈瓦斯が生じたことによりて廢絶したが如きはその例で畢竟優秀なる事物は淘汰によりて殘る理である。併し風俗は今述べた如く廢滅するのみでなく、

又變化して行くことも多い。その變化の順序相を觀察するに、或る風俗から或る他の風俗に移推する場合には、決して掌を返す如くに變化するものではない。必ずや部分的に漸次他の風俗に變化しゆくものである。例へば寢殿造から書院造に至る建築構造の如き(7) 江戸時代初期の髮風から明治に至る順序の如き、(8) 桃山時代の小袖から明治に至る小袖の變化の如き(9) 正月の萬歳や懸想文賣の姿の變化の如き、(10) 沈元贊の將來した拳法が三浦流福野流から後の柔道になる迄の如き、(11) 皆何れも極めて順序的に變化する。その中の小袖について少しく詳細に述べれば、最初藤原時代には筒袖であり、鎌倉時代に小き袂が出來圓みを生じ、桃山時代にはなぎ袖の傾向を帯び、江戸天和頃一尺五寸位の長さ、貞享には二尺と延長し、享保頃二尺四五寸、寛政頃二尺七八寸となり、安永から角袖が出來たなど、すべて風俗

は階律的に變化してゆくのである。(11)

この風俗の階律的變化するは必ず前述の法則によりて法制的或は箇人的創始者があり、模倣によりて一般に蔓延し變移してゆくに相違ないもので其の變化を來す主なる原動力は、前風俗に比し、新風俗が全體或は或る點に於て優越なる特質を有することが必要で、その優越なる點を具體的にいへば、一、意義由緒を尙ふこと、二、時勢に適すること、三、形容の美、四、實質の充實、五、實用的なること六、廉價なること等が最も重大なるもので、これ等の條件に該當するか或はこの條件に少しでも近いものならば、必ず前風俗を驅逐する資格を備へたものといはれるものである。今之を例を以て示さんか。一、意義由緒の良いことは必要で、かの室町時代の蓬萊の島臺が正月の蓬萊になつたのも、蓬萊の上に積まれる品目がすべて慶祥のものが多くことに依るので、(12)最近斷髮

や短いスカートの歐米で下火になつて來たのも、女らしいといふ意味に違反する結果と報せられてゐる。(13)かの寶船に後水尾天皇宸翰の貌の御宇のあるは特に希望者が多いことや、御簾屋針の評判のよいことも同様の皇室の御用の由緒に因るのである。(14)第二の時勢に適することは、江戸初期の活潑な尙武的の時代に流行した毬杖を江戸中期にはこれを羽子板に置き松竹鶴龜の玩具を載せて贈答品に使用して流行したことや、(15)狂言の鷺流の古典的なのを改良して大藏流が流行したなどはこれで、(16)第三の形容の美の方面では、公卿の袍に外衣の風の起つたことや、(17)甲冑にさまゝの威毛が生じたこと、(18)相撲に四本柱が生じたことなど、(19)第四の實質の良好では、古代の丸木弓が彈力の薄弱で折れ易きを改良して平安朝に眞卷弓の出來たのや、(20)古來の煉革の鎧は彈丸貫通の恐がある爲め、鐵板の甲冑が出來た

ことや、(21) 古來の板を立てかけた城塞を改めて石壘の城廓が生じたこと、(22) 蛇皮線が三味線になつたなどは、(23) この類で、第五の實用的の例は、武士の直垂が民間男子には胸紐露なしに使用されたが如き、(24) 藤原時代の厨子柵が江戸時代になつて黒柵書柵厨子の三柵に變化せし如き、(25) 輿が駕籠となりしが如き、(26) 板間が疊數となり、(27) 妻戸が遣戸となりしが如き、(28) 皆この例に洩れぬことである。第六の廉價なるは必要なことで、享保時代に鼈甲櫛の價が七兩に暴騰したので、蒔繪木櫛が百疋二百疋で需要に應じて流行し、(29) 昔の七夕祭が江戸時代の笹に五色紙を吊すことになつた、(30) などは即ち主として經濟的の關係に依るのである。

註1 類聚三代格 2 徳川禁令考 3 風俗研究宮本氏花子花鈿の

關係 4 拙著日本風俗史綱中 5 考古學雜誌關氏刀劍の沿革

6 類聚婚禮式 7 家屋雜考 8 拙著結髮化粧史 9 拙著誰

か袖百種、嬉遊笑覽衣食住の記、近世々相史 10 拙著日本

歳事史 11 近世風俗志 12 拙著日本歳事史、民族と歴史 拙稿招福の行事 13 化粧品新聞 14 拙稿御簾屋針の由來 15 骨董集 16 狂言全集 17 裝束集成 18 軍用記本邦武裝沿革考 19 相撲大全 20 日本古義 21 史料林拙稿戰國時代以後の甲冑の變革について 22 日本城廓史 23 風俗研究岩橋氏三味線の傳來について 24 七十一番歌合 25 類聚雜要抄、調字圖會、女諸禮綾錦 26 輿車圖考、宮殿調字圖解 27 家屋雜考 29 考古學雜誌黒川眞道氏徳川時代櫛笄 30 風俗研究拙稿乞巧奠の研究

五

我が風俗史上より見たる箇々の風俗流行の原因と廢滅、變化の動機と種類に就ては略前述の通りであるが、最後に我國の古來風俗の流行と變化の大綱と性質とに就て以上の見地から觀察して本稿を終らうと思ふ。

風俗といつても極めてその範圍が廣汎であるがその箇々の例を列擧する暇がないから、今はその大綱に止めるのを許されたい。

我國風俗流行の跡を顧るに、上古に於ては原始

的風俗が主として流行し、その間日韓の交通によつて風俗上に影響を蒙ると随分多大なるものがあった。神功皇后御征韓後に於ては大陸の文化が我國に將來せられ、韓土の風俗は貴族社會に甚しく模倣せられ、後隋唐の交通が開始せらるゝに至つては彼土の風俗は宮廷貴族に心酔憧憬せられて、流布すること平安初期に及んだ。平安初期よりは嵯峨天の宏謨により従來の唐風萬能の風俗界は漸次國風の趣味が喚起せらるゝに至つた。當時の思潮は極めて複雑で前述風俗變化の法則により、純唐風、和唐折衷純國風の三系統に分れ、純唐風は漸次影を潜め、和唐折衷も漸次和風が唐風を壓し、永く勢力を扶植した唐風がいづれに潜在するかを疑はしめるに至つた。その後唐との交通は廢絶して國風愈發達し王朝時代は宮廷風俗が民間に風靡したが、武家勢力を得るに及んで、武士風俗が天下を壓した。而し公家風俗は決して武家に制肘せ

られざりしのみが、反つて武家風俗にいろゝの影響を與へてゐたのである。戰國時代には外國の船舶が頻繁に我國に來航し、泰西の風俗が切支丹宗と共に輸入されたが、その後切支丹禁制に依り發達するを得なかつた。支那の風俗も亦我國では之と同じ經路を有してゐる。而し純國風趣味は益横溢して外國風俗を壓倒し江戸時代の國風全盛時代を現出した。さはれ外國風俗の分子はその間に幾分介在し、而して又種々な影響を留めてゐたに過ぎなかつた。幕末海外との交通が開けてより明治維新となり、泰西風俗は蕩々として輸入せられ和風を凌駕し、今日の狀態をなしてゐるが、さて我國の外國風俗に對する模倣は如何なる態度で行はれたかについて一言したい。それには一、純外國物品の愛用、二、外風の模倣、三、國風の外風化、四、外風の日本化がある。純外國風物品の愛用とは前述の如く、外國物貨を輸入して之をその

まゝ使用することで、二、外風模倣は外風を絶對模倣する態度である。前にもこの例を引いたが、嵯峨天皇弘仁四年九月皇太弟を清涼殿に宴し給ふや、具物すべて漢法に依られたなどが、これであるが、

(1) 國風の外風化の例としては日本固有の染法たる青摺を衣に施して神事専用とされた青摺衣に唐風の蜻蛉頭を應用したり、(2) 江戸初期に和服にカラーをつけたなどは、(3) その例で、今の筒袖の和服などもそれであらう。外風の日本化の例は舞樂の唐高麗の手法を參酌して安摩の曲を作られ(4) 承和二年には島木史眞といふものが弩の新様式を發明し、(5) 弘仁二年には大安寺僧泰仙は漏刻を發明し、(6) 正倉院にあるやうな奈良朝式の屏風は錢形屏風となり、(7) 天平の禮服は藤原の女装と醇化され、(8) 江戸時代の西班牙宣教師のカバから引廻しの合羽を生じ、(9) カルサオから輕衫を生じたる(10) などすべて日本化の例である

而しながら爰に注意すべきは我國の外風模倣にはその模倣の盛時と雖も、彼の國風を全然盲從せしものは少く、何れも國風を稽へ幾多の斟酌を加へられたことで、例へば唐の上元々年の制によれば群臣一品より三品迄はその服色紫、四品は深緋五品は淺緋、六品は深綠、七品は淺綠、八品は深青九品は淺青、庶人黃とあるを、我國では正從一位は深紫、正二位より從三位までは淺紫、正從四位上下は深緋、正從五位上下は淺緋、正從六位上下は深綠、正從七位上下は淺綠、正從八位上下は深縹、大小初從上下は淺縹、無位黃と改められて居り(11) かの例年十二月晦日に宮中で行はれた追儼の如きでも唐に於ては方相氏四人黃金四目の面具を冠り、熊裘を着し戈楯を持ち、その後方に俛子五百人朱褶青襦を着して鬼を追ひ、十二人の朱髪を蒙り白布畫衣を着せる問事は麻鞭を振りて神名を唱し魔を攘つたのが、我國では方相氏一人で隋

の制の玄衣朱裳を着し、俵子も二十人後八人となり、十二の間事なく反つて公卿が文選に見えた桃弧棘矢に倣ひ桃弓葦矢で方相の後から鬼を追ふことゝなつてゐる。(12)

以上の如く我國の外國模倣は極めて慎重な態度で模倣され、徒らに彼の糟粕を嘗めずして、その得失を審にし、その長所を採用し、民間に屢見る盲目的模倣と選を異にしてゐる。而して我國人が外國の風俗を模倣して克く之を國風と調和せしめ日本化する手際は極めて巧妙を極め、殆んど外風の何處に存するか判知し得ざる迄に醇化してゐることは前述の如くである。かくして我國は韓風を日本化し、唐風を日本化し盡して之を克く咀嚼し又戰國時代に將來せられし泰西明風俗を消化し盡したのである。果して然らば今日の洋風模倣の前途も亦以て想像に難くないやうである。

(昭和二、一一、三〇)

註1 日本記略 2 風俗研究拙稿青摺と摺衣の研究 3 此花宮本氏日本畫に現れたる南蠻人の服飾 4 舞樂圖說 5 續日本後紀 6 同上 7 十六式圖譜解說 8 風俗研究拙稿平安朝初期に於ける女装の變革 9 10 近世風俗志 11 唐會要、衣服令 12 風俗志林拙稿道儀について